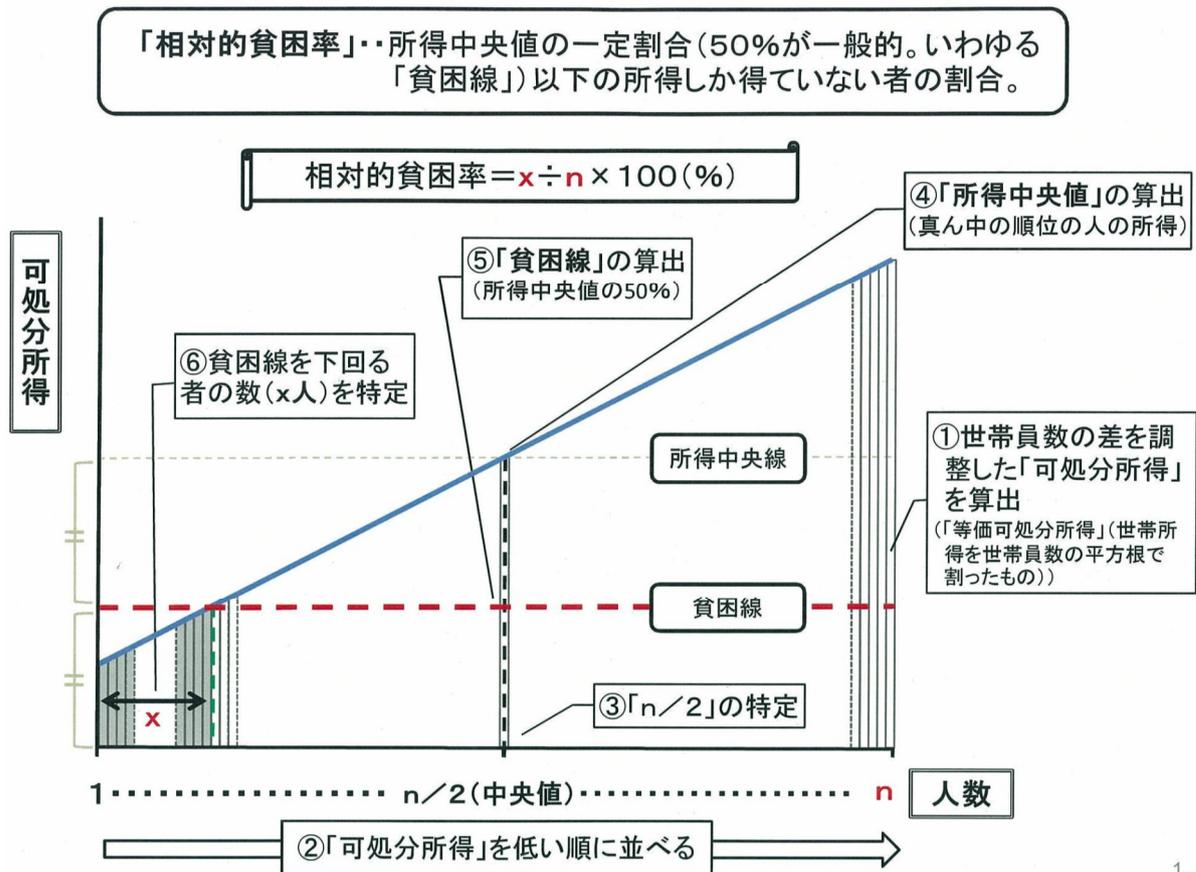


【国の調査手順】

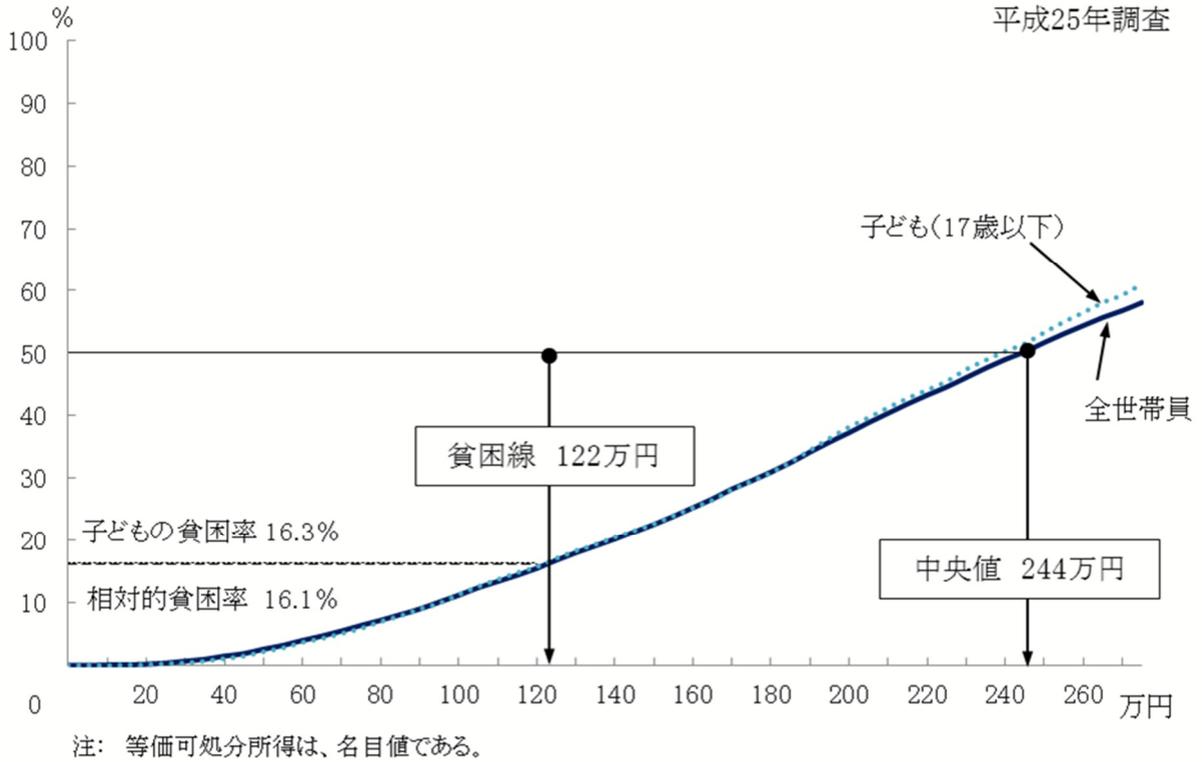


1

- (1) 全世帯員数(可処分所得不明世帯は除く) N
- (2) 全世帯員の可処分所得 (「世帯可処分所得」を「世帯員数」の"平方根"で割ったもの)を算出
- (3) 全世帯員を可処分所得の低い順に並べ替え、可処分所得の中央値を算出
- (4) 貧困ライン(可処分所得の中央値の50%)算出
- (5) 貧困ラインを下回る世帯員数 X
- (6) 相対的貧困率 ( $X/N \times 100\%$ )
- (7) Xのうち17歳以下の子ども的人数 Z
- (8) Nのうち17歳以下の子ども的人数 Y
- (9) 子どもの貧困率 ( $Z/Y \times 100\%$ )
- (10) 現役世帯(対象世帯のうち世帯主が18歳以上65歳未満) A
- (11) 子どもがいる現役世帯(上記のうち17歳以下の子どもがいる世帯) B
- (12) 上記Bの等可処分所得が貧困ラインに満たない世帯 C
- (13) 上記Cのうち18歳以上の世帯員が1人だけの世帯(大人1人世帯) D
- (14) 上記Cのうち18歳以上の世帯員が2人以上いる世帯(大人2人以上世帯) E

【図2】

【図1】等価可処分所得金額別にみた世帯員数の累積度数分布



【図2】子どもがいる現役世帯の  
等価可処分所得金額別にみた世帯員数の累積度数分布

